

基本計画における「行政記録情報等の活用」関連箇所の審議分担

1. 行政記録情報の活用（行政記録情報等が具体的に特定されているもの）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	実施済・検討中等の別	担当WG
第2 2 統計相互の 整合性及び国際 比較可能性の 確保・向上に関 する事項 (2) ビジネスレジ スターの構築・ 利活用 ア 母集団情報 の的確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成 21 年度から実施する。	実施済	第1WG
	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成 22 年から検討する。	実施予定 ①	第1WG ※1
イ ビジネスレジ スターの充実と 拡張	○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成 21 年度から検討する。	実施予定 ①	第1WG ※2
	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、速やかに実施する。	実施予定 ①	第1WG ※3
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。	実施済	第1WG
3 社会的・政策的な ニーズの変化に 応じた統計の 整備に関する 事項 (2) 少子高齢化 等の進展やワー クライフバランス 等に対応した統 計の整備	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	実施済	第2WG ※4
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	検討中	第2WG
(4) 教育をめぐる 状況変化等に対 応した統計の 整備	○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成 22 年中に結論を得る。	実施困難	第2WG

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	実施済・検討中等の別	担当WG
(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成 21 年度から検討する。	実施困難	第1WG
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成 25 年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。	検討中	第2WG
(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。	実施済	第2WG ※5
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年3月 29 日厚生労働省情報政策会議決定。平成 20 年3月 19 日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成 23 年度の経済センサス-活動調査における活用を平成 21 年度から検討する。	実施済	第1WG ※1と同種
	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成 21 年度から具体的検討を開始する。	実施済	第2WG ※4と同種
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成 21 年度から具体的検討を行う。	検討中	第1WG ※2と同種
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成 21 年度から具体的検討を行う。	実施困難	第3WG
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。	医療施設調査関係は実施済 漁業センサス、法人土地基本調査関係は検討中	医療施設調査関係は第2WG ※5と同種 残りは第3WG

2. 行政記録情報の活用（行政記録情報等が具体的に特定されていないもの）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	実施済・検討中等の別	担当WG
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。	検討中	第1WG
(6) スtock統計の整備	○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物Stock全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。	実施済	第1WG
	○ 生産的資本Stock及び純資本Stockの測定に不可欠な資産別経齡プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。	実施済	第1WG
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。	実施済	第1WG ※3と同種
イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。	検討中	第1WG
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。	継続実施	第3WG
イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。	継続実施	第3WG
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。	継続実施	第3WG

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	実施済・検討中等の別	担当WG
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	<p>○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み</p>	総務省	平成 23 年度を目途に結論を得る。	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	第3WG
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応	<p>○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。</p> <p>その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。</p>	関係府省	平成 21 年度から実施する。	継続実施	第3WG

(注) ※1～※5は、他の箇所に同種の内容の記載がある項目。
網掛けは、第3WGの審議担当項目。